

令和３年度野辺地町産業創出応援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１ 町は、魅力ある商工業の振興と商店街の活性化などの地域経済の発展と雇用の拡大を図ることを目的に、事業者が行う産業創出活動に要する経費について、事業者に対し、予算の範囲内において令和３年度野辺地町産業創出応援事業費補助金を交付するものとし、その交付については、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和５６年野辺地町規則第２号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２ この要綱において「事業者」とは、町内に事業所又は住所を有し、事業活動を行う中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）、中小企業者の団体、特定非営利活動法人、農業協同組合及び漁業協同組合又は新たに町内において雇用の創出を伴う事業化をめざす個人若しくは団体をいう。

（補助対象事業及び事業期間等）

第３ 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費並びにこれに対する補助率及び交付限度額は、別表のとおりとし、他の補助金等の交付を受けた場合はその額を控除した後の額を補助対象経費とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業の場合は対象とならない。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する風俗営業
- （２）公序良俗に反する事業
- （３）宗教的または政治的な活動を目的とする事業
- （４）町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税介護保険料、水道料金、保育料及び学校給食費等（以下「町税等」という。）の滞納がある事業者が実施する事業
- （５）野辺地町暴力団排除措置要綱（平成２４年野辺地町訓令甲第３号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第３号に規定する暴力団員等が実施する事業
- （６）その他町長が不適当であると認める事業

２ 令和３年度野辺地町産業創出応援事業費補助金交付申請書の提出をもって暴力団員等でないこと及び町税等の滞納がないことを関係機関へ照会することに同意したものとす

る。

３ 対象事業の期間は、この要綱の施行の日から令和４年３月３１日までとする。

（補助金の交付の申請）

第４ 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （１）事業計画書（様式第２号）
- （２）施設又は設備等を改修する場合にあっては、改修前の写真

- (3) 交付申請者が個人の場合は、住所が確認できる書類の写し
- (4) 交付申請者が法人の場合は、定款又はこれに準ずるものの写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5 町長は、第4に規定する補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 第5に規定する補助金の交付決定の通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(決定内容の変更等)

第7 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 町長は、前項の申請を承認したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況報告)

第8 補助事業者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、町長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第9 町長は、補助事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 町長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第10 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の4月11日のいずれか早い期日までに、町長に対し、事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 契約書、請求書及び領収書等の支払を証する書類の写し

- (3) 事業の実施状況が分かる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11 町長は、第10に規定する実績報告書が提出されたときは、当該報告に係る書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

- 第12 町長は、第11の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、補助金の交付決定額の10分の7を限度として概算払をすることができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金（概算払）請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第13 町長は、第10の規定による実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該内容等に適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第14 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 町長は、補助金の返還を命じ、これを補助事業者が納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 4 町長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 5 この規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還命令)

第15 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を付してその額の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第16 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の検査)

第17 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(財産の処分の制限等)

第18 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 町長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(その他)

第19 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

補助事業の内容	補助対象経費	補助率及び交付限度額
事業者が新規の事業等を行うに当たり、新たに常用労働者又は短時間労働者を1名以上雇用して行われる以下の事業で、1週間に営業が概ね5日以上できるものであること。 (1) 地域農林水産資源又は自然資源を利活用した製造業 (2) 町内で生産された農林水産品又はその加工品の販売を目的とした小売業 (3) 衣服・その他の繊維製品製造業 (4) 町民生活関連分野のサービス事業で地域の課題解決に貢献すると認められる事業 (5) その他町長が特に必要と認める産業創出事業	1 雇用奨励費 新たに雇用された者のうち、雇入れの日において65歳未満の者の人件費。ただし、建設、建築、土木事業及び家族（2親等以内）労働にかかる人件費は除く。 2 創業応援費 新たに雇用し行う事業の開始のために必要となる以下の初期費用。ただし、2親等以内との取引に係るものは除く。 (1) 事業用施設の土地・建物の借料 (2) 設備・機械・備品・構築物の制作・購入、借料、改良又は修繕に要する経費 (3) マーケティング活動に要する経費（広告宣伝費や市場調査費等） (4) 技術・経営指導等のコンサルタントに要する経費 (5) 法人登記に必要な経費 (6) その他町長が特に必要と認める経費	1 雇用奨励費 1名につき、当該補助対象経費の3分の2以内（最大3名分まで） 交付限度額 町内（現住所）の方を雇用した場合 1名当たり50万円 町外（現住所）の方を雇用した場合 1名当たり25万円 2 創業応援費 当該補助対象経費の3分の2以内 交付限度額：50万円

※備考

- (1) いずれも、令和4年3月31日までに支払いが完了する経費を補助の対象とする。
- (2) 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- (3) 雇用奨励費は、新たに雇用された者が、主に新規事業に従事する傍ら、既存事業にも携わっていた場合も対象とする。
- (4) 新たに雇用された者の住所を確認するため、公的機関が発行する証明書の写しを提出すること。

年 月 日

野辺地町長

あて

申請者 所在地（住所）

団体等の名称

代表者氏名



令和3年度野辺地町産業創出応援事業費補助金交付申請書

令和３年度野辺地町産業創出応援事業費補助金の交付を受けたいので、令和３年度野辺地町産業創出応援事業費補助金交付要綱第４の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2	補助対象経費	雇用奨励費	円
		創業応援費	円
		合 計	円

3	補助金交付申請額	雇用奨励費	円
		創業応援費	円
		合 計	円

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設・設備等を改良又は修繕する場合にあっては、その費用の内訳が分かる見積書等の写し及び改良又は改修前の写真
- (3) 申請者が個人の場合は、申請者の住所が確認できる書類の写し
- (4) 申請者が法人の場合は、定款、商業登記簿謄本又はこれに準ずる書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

事業計画書

1. 事業の概要

交 付 申請者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	電 話	
店 舗	名 称	
	所在地	野辺地町字
	電 話	
定 休 日		
営 業 時 間		
開業予定日		年 月 日
事 業 内 容		(取扱商品・サービス内容等)
資本金又は 出資金の額		千円
従 業 者 数		人
特 記 事 項		

店 舗 等 所 有 者	住 所	
	氏 名	
賃貸借（購入） 契約日		年 月 日

2. 事業の特徴

事業のテーマ	(なるべく一言で)
事業コンセプト	○誰に (顧客ターゲット・ニーズ)
	○何を (商品・サービス、顧客価値)
	○どのようにして (提供方法・ノウハウ・技術・価格など)
強み、市場性	
独自性、実現性	

3. 資金計画書

	必要な資金	金 額		調達の方法	金 額	
設備資金	店舗、工場、機械、備品、車両など (内訳)		万円	自己資金		万円
				親、兄弟姉妹、知人、友人等からの借入 (内訳・返済方法)		万円
運転資金	商品仕入、経費支払資金など (内訳)		万円	金融機関からの借入等 (内訳・返済方法)		万円
	合 計		万円	合 計		万円

4. 損益計画書

※枠が足りない場合は適宜追加してください。

		1 年目		2 年目		3 年目	
売上高 ①	1		万円		万円		万円
	2		万円		万円		万円
	3		万円		万円		万円
	4		万円		万円		万円
	計		万円		万円		万円
売上原価 ② (仕入高)	1		万円		万円		万円
	2		万円		万円		万円
	3		万円		万円		万円
	4		万円		万円		万円
	計		万円		万円		万円
経 費	人件費 (注)		万円		万円		万円
			万円		万円		万円
			万円		万円		万円
			万円		万円		万円
			万円		万円		万円
			万円		万円		万円
			万円		万円		万円
			万円		万円		万円
			万円		万円		万円
	合計 ③		万円		万円		万円
利 益 ① - ② - ③			万円		万円		万円

(注) 個人事業主の場合、事業主分は含めません。

売上高、売上原価 (仕入高)、経費を計算された根拠を記入してください。

--	--

5. 補助対象経費（予定）

（1）雇用奨励費

（単位：円）

科目	仕様	単位	数量	単価	補助事業に 要する経費	補助対 象経費	摘要
				合計			

（2）創業応援費

（単位：円）

科目	仕様	単位	数量	単価	補助事業に 要する経費	補助対 象経費	摘要
				合計			

第 号
年 月 日

様

野辺地町長 印

令和 3 年度野辺地町産業創出応援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、令和 3 年度野辺地町産業創出応援事業費補助金交付要綱第 5 の規定により通知します。

記

1 補助事業の区分

2 事業名

3 補助対象経費	雇用奨励費	円
	創業応援費	円
	合 計	円

4 補助金交付決定額	雇用奨励費	円
	創業応援費	円
	合 計	円

交付条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分若しくは事業計画等に変更があるとき、又は補助事業を中止するときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の実施にあたっては、その経理が明らかとなる帳簿等を作成するとともに、見積書、契約書、請求書及び領収書等の支払証拠書類のほか、事業の実施状況が分かる写真を保管しておくこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、令和 3 年度野辺地町産業創出応援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

年 月 日

野辺地町長 あて

申請者 所在地（住所）
団体等の名称
代表者氏名 印

令和 3 年度野辺地町産業創出応援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業
が完了したので、令和 3 年度野辺地町産業創出応援事業費補助金交付要綱第 1 0 の規定に
より関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定通知額	雇用奨励費	円
	創業応援費	円
	合 計	円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第 6 号）
- (2) 契約書、請求書及び領収書等の支払を証する書類の写し
- (3) 産業創出応援事業の場合は、雇用通知書の写し又は雇用契約内容がわかるもの
- (4) 事業の実施状況が分かる写真
- (5) その他

事業実績書

1. 実施期間 着手年月日： 年 月 日
 完了年月日： 年 月 日

2. 事業の実績
〔 申請書の内容と対応させて補助事業のために使用した設備、材料及び取組みの経過、
内容等について詳細に記載すること。 〕

3. 事業の成果
〔 事業を実施して得られた成果、反省点や改善点などについて具体的に記載し、今後の
事業活動へどのように継続、反映させていくかについても書くこと。 〕

4. 補助対象経費（精算）

（1）雇用奨励費

（単位：円）

科目	仕様	単位	数量	単価	補助事業に 要する経費	補助対 象経費	摘要
				合計			

（2）創業応援費

科目	仕様	単位	数量	単価	補助事業に 要する経費	補助対 象経費	摘要
				合計			

第 号
年 月 日

様

野辺地町長 印

令和 3 年度野辺地町産業創出応援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業に係る交付額について、次のとおり確定したので、令和 3 年度野辺地町産業創出応援事業費補助金交付要綱第 1 1 の規定により通知します。

記

1	事業名	
2	補助対象経費	円
3	補助金交付額	
	雇用奨励費	円
	創業応援費	円
	合 計	円

あて

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業について、補助金の（概算払）交付を受けたいので、令和3年度野辺地町産業創出応援事業費補助金交付要綱第12第2項の規定により下記のとおり請求します。

3. 請求額の内訳

補助金確定額（概算払のときは、交付決定額）	円
既受領額	円
今回請求額	円
残 額	円

5. 振込先

金融機関名・本支店名			
預金種別		口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

(注) 振込先金融機関の通帳の写しなど、口座番号、口座名義人（フリガナ）が確認できるものを添付すること。